

消費生活だより

消費生活センターでは、市民の方を対象に、事業者との契約に関わるトラブルや悪質商法などによる消費者被害について、消費生活に関する専門相談員が、問題解決に向けたアドバイスやお手伝いをしています。

契約に関する不審な点やお困りごとは、早めの相談が解決への近道です。一人で悩まず、ご相談ください。

▷問合せ 消費生活センター・内線1713まで。

消費者の不安をあまり、強引に商品やサービスを契約させる悪質な点検商法の相談が増加しています！
次の事例をチェックして被害を防ぎましょう！

無料で点検します



工事をしないと大変なことに…

【点検商法の事例1】

近隣工事の挨拶として業者が訪ねてきて、「お宅の屋根を今なら無料で点検します」と言われたので、お願いした。

瓦が割れている写真を見せられ、「このままだと危険。近隣の住宅に飛んでいく可能性がある」と言われた。

他社にも見積りを依頼したいと言ったが、「簡単な工事のため今なら安くできる」「急がないと大変なことになる」と急かされ、工事料金30万円の契約をしてしまった。

【点検商法の事例2】

突然、事業者が「無料で排水管の点検をしている」と訪問してきたので、お願いした。

「排水管が詰まりかけている。このままでは完全に詰まってしまうので、高圧洗浄の方がいい。今なら13,000円でできます」と言われ契約してしまった。

明日、業者が来るが契約書をもらっていないし、信用できる業者なのか心配。キャンセルしたい。



ここがポイント

- ☑「無料で点検」「点検させてほしい」などの勧誘には慎重に対応しましょう
- ☑事業者の説明はうのみにせず、家族の意見を聞きましょう
- ☑工事・修理が必要と感じたら、複数の業者から見積りをとりましょう

契約をしてしまった！料金を支払ってしまった！



- ・見積りのために呼んだ事業者とその場で契約をした場合
- ・広告等の表示金額と実際の費用が大きく異なる場合

受け取った書類や契約の経緯を整理して消費生活センターへご相談ください。

解いて楽しく消費者カアッフワードパズル

不安・おかしいと感じたら…

キーワード a b c d e f g h

センターへ



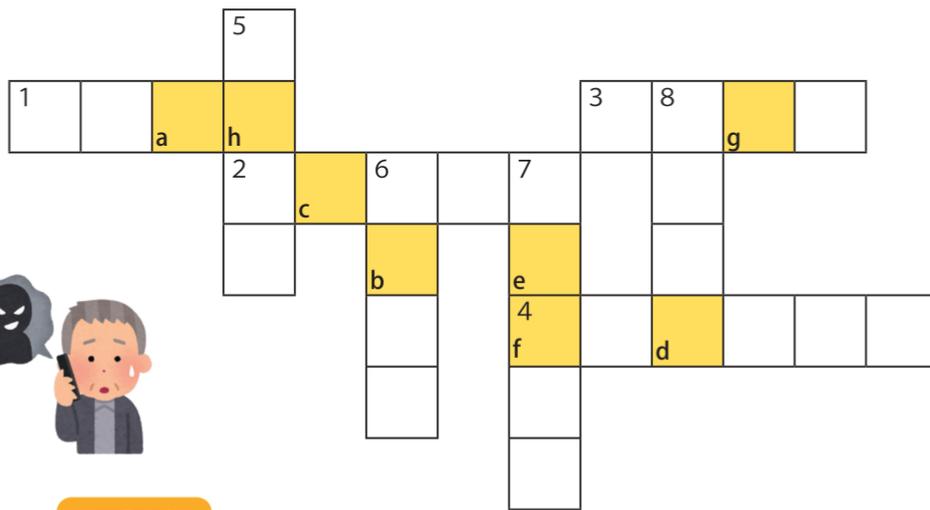
ヒントを読み、選択肢の中から適当な言葉を選んでキーワードを完成させよう！

【ヨコのヒント】

1. 訪問購入、点検商法、架空・不当請求など、さまざまな〇〇〇〇商法による被害が増えています。
2. 〇〇〇〇前には念のため解約条件、解約方法を確認しましょう。
3. 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことを〇〇〇〇消費といいます。
4. 契約とは「申し込み」、売る側の「承諾」の〇〇〇〇〇〇が合致することで成立します。

【タテのヒント】

5. 修理や工事が必要と感じた時は複数の会社から〇〇〇〇を取るようにしましょう。
6. 2022年6月からクーリング・オフは〇〇〇〇だけでなく電磁的記録でも可能になりました。
7. 契約者の年齢が18歳未満である場合、また、その他の要件により契約の取り消しができることを〇〇〇〇者契約の取消しといいます。
8. 〇〇〇〇者契約法では、不当な勧誘による契約は取り消すことができます。



選択肢

- 【ヨコ】
 エシカル（えしかる） 意思表示（いしひょうじ） 申し込み（もうしこみ）
 悪質（あくしつ）
- 【タテ】
 消費（しょうひ） 見積り（みつもり） 未成年（みせいねん） 書面（しょめん）

困ったときは、一人で悩まず、相談してください

東大和市消費生活センター

【相談日時】 毎週月～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前10時～正午／午後1時～4時

【相談場所】 地域振興課（市役所3階）

【電話】 ☎042-563-2111（内線1713）

消費者ホットライン（局番なし）☎188（いやや）

契約、悪質商法、製品、食品やサービスによるトラブル等について、どこに相談してよいか分からない場合に利用してください。原則として、最寄りの消費生活センターの消費生活相談窓口を案内します（年末年始を除き、原則毎日利用可）。



▲消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター「イヤヤン」